

2017年7月10日、森信から「マイナンバー制度を活用した記入済み申告制度の実現に向けて」と題して話をし、議論を行いました（資料は別添）。

説明の概要は以下のとおりです。

マイナンバー制度の導入を通じて、①「マイナンバー・法人番号」、②実社会やオンラインの本人確認手段である「マイナンバーカード」、③行政機関が保有する特定個人情報の確認等が可能なポータルサイトである「マイナポータル」、という3つの新たな社会インフラが構築された。

マイナポータルに送付される税務関連情報や民間情報を e-Tax（国税電子申告・納税システム）に転記する仕組みができれば、「日本型記入済み申告制度」が実現し、納税者の利便性は大幅に向上する。

欧州諸国の導入している記入済み申告制度は、雇用主や金融機関等が提出する法定調書に基づき、税務当局が納税者の所得金額や控除金額を予め申告書に記入して提示し、納税者が記入内容を確認、必要に応じて修正して申告する仕組みである。

わが国でも、すでに税務当局は納税者の申告内容と取引の相手方が提出する法定調書の内容をマイナンバーを通じてマッチングさせている。税務当局や金融機関などが取得する納税者情報を、マイナポータルを通じて納税者が入手可能とすれば、それを e-Tax につなげて納税申告する制度（日本型記入済み申告制度）が可能になる。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。